

太子町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 2 7 年 1 2 月

太子町通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童が死傷する凄惨な事故が相次いで発生しました。このことから、同年5月に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通達がありました。これを受け、当町におきましても平成24年8月に関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

太子町では、これまでに実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「太子町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関と連携を図りながら園児児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に取り組んでまいります。

2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図り、通学路の安全確保に向けた取り組みを効果的に行うため、以下をメンバーとする「太子町通学路安全推進協議会」を設置します。

本協議会では、必要に応じて協議・情報交換・合同点検等を実施し、本プログラムに基づいた通学路の安全確保に向けた対策を講じてまいります。

【推進協議会構成員】

機関・団体名	主な役割	備 考
太子町教育委員会（管理課）	園児児童生徒への指導・教育、 通学路の選定など	学校関係
太子町校園長会（代表）		
たつの警察署（交通課）	道路交通に関する全般 （交通規制、取締り、交通安全指導、啓発など）	交通安全関係
太子町生活福祉部（生活環境課）		
兵庫県龍野土木事務所（道路課）	道路施設に関する全般 （道路施設の整備、維持など）	道路管理関係
太子町経済建設部（まちづくり課）		

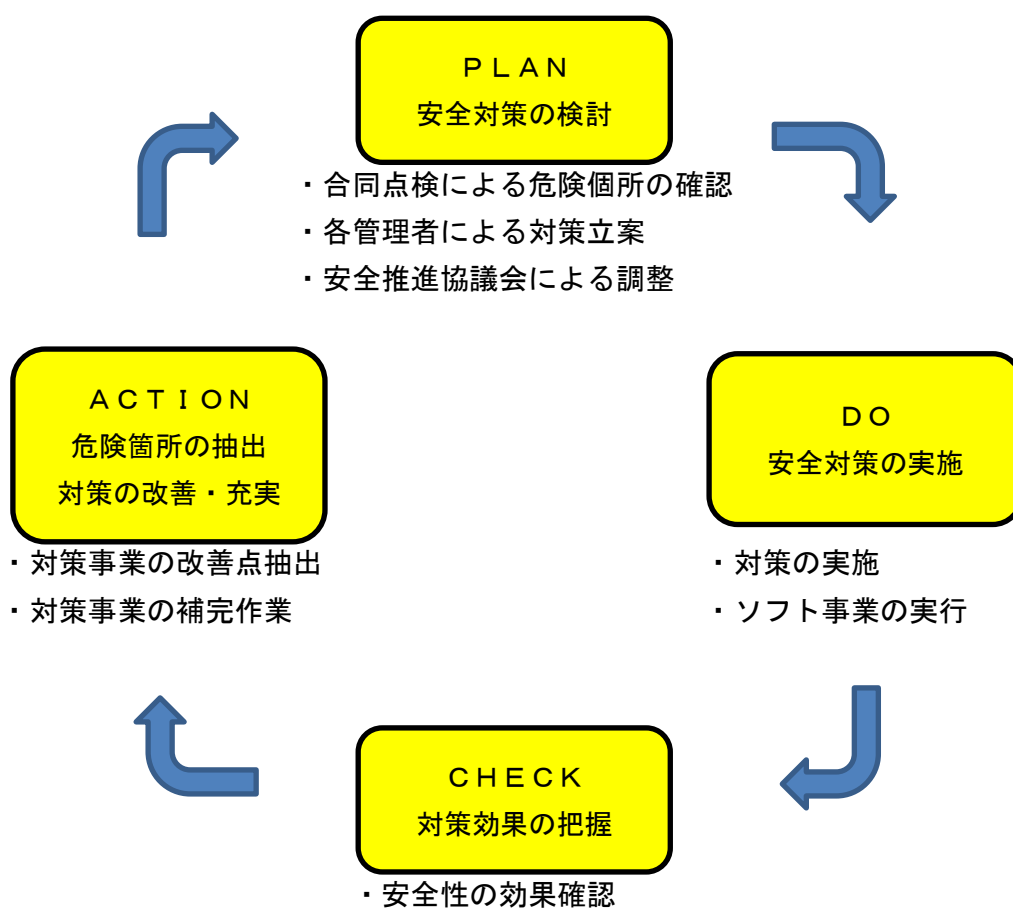
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、さらなる通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



【年間スケジュール】

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
通学路の設定	推進協議会 (危険箇所認識の共有等)		推進協議会 (対策案の調整)								
通学路危険箇所の調査	合同点検実施	対策案の作成		対策の実施 (対応策が複数年となるものは次年度以降の 予算措置対応)						検証 改善 充実	

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

町内の小学校を4つのグループに分け、通学路安全推進協議会で点検を要す箇所と判断された場所を合同点検します。

○合同点検の体制

通学路安全推進協議会のメンバーを基本とし、必要に応じてPTA、自治会に点検の協力を求めるものとします。

(3) 対策の検討 (PLAN)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (DO)

短期的に実施が可能なものについては緊急性や重大な事故が予測される箇所から優先的に実施します。

中長期的な対応が必要なものについては整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向け取り組みます。

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (CHECK)

実施した対策について、通学路の安全性についての効果を検証します。

※検証方法については、対策箇所の状況に応じて検討します。

(6) 対策の改善・充実（ACTION）

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、幼稚園・小学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者間で認識を共有するために配布します。